

ソウル中央地方法院

第 12 民事部

判 決

事 件	2010 カ合 41527 職務発明補償金
原 告	チョン・○○(○○ - ○○) ソウル 江南区 ○○洞 ○○ 訴訟代理人 法務法人 南江 担当弁護士 イ・ジャンホ
被 告	○○株式会社 水原市 靈通区 ○○洞 ○○ 代表取締役 イ・○○、チェ・○○ 訴訟代理人 法務法人 律村 担当弁護士 チェ・ジョンヨル、ファン・ジョンフン
弁 論 終 結	2012.11. 2
判決言い渡し	2012.11. 23

主 文

1. 被告は、原告に 6,036,686,772 ウォン、及び別紙に記された「認容金額及び遅延損害金の内訳」表の④項に記載された各金額を⑤項記載日付から 2012.11. 23 まで年 5%、その

次の日から支払いが終わる日まで年 20%の比率で計算した金額の支払いを命じる。

2. 原告の残りの請求を棄却する。
3. 訴訟費用のうち 2/3 は原告が、残りの 1/3 は被告が負担する。
4. 第 1 項は仮執行可能とする。

請求の趣旨

被告は、原告に対し、18,500,592,202 ウォン、及び別紙に記された「原告の請求金額」表の中、④項に記載された各金額を⑤項記載日付からこの判決宣告日まで年 5%、その次の日から支払いが終わる日まで年 20%の比率で計算した金額の支払を求める。

理 由

1. 基礎事実

イ.当事者らの関係

1)原告は、1991.2. 1 被告に入社し、映像研究室及び信号処理グループの首席研究員として勤務し、1995.2. 21 に退職した。

2)原告は、被告に勤務していた当時、HDTV 信号処理に関する研究を行い、別紙「本事件特許発明」表に記載された発明(以下、「本件特許発明」とし、個別発明を番号で呼称する)を完成した。

3)本件特許発明は、全て被告名義で出願及び登録された。その発明の出願・登録現状、発明の要旨及び共同発明者の詳細は、別紙「本件特許発明」表の記載のとおりである。

ロ. 本件特許発明の国際標準としての採択

1)MPEG 関連技術の標準化過程

イ)MPEG(Motion Picture Expert Group)とは、国際標準化機構(ISO)と国際電気標準会議(IEC)が構成した共同委員会傘下の専門副委員会(SC29、Sub-Committee 29)の別称であり、動画や音声の圧縮及びマルチメディア化に関する標準化を担当する動画専門家グループである。

ロ) MPEG において規格化された映像圧縮技術は、適用する媒体や符号化の方式及びデータの圧縮率などにより、MPEG1 から MPEG4、7、21、AVC/H.264、VC1 などのグループに分類されている。

ハ) MPEG 関連技術の標準化過程は次のとおりである。

①提案要求書(CFP(Call for Proposal)公告)⇒②発明者の国際標準化会議に対する寄稿文提出及び実験の結果を提示 ⇒ ③標準化会議に参加する専門家が他機関に検証を依頼し、主要実験の実施後、寄稿文を公表 ⇒ ④主要実験で優秀性が立証された場合、検証モデル(VM, Verification Model)として採択 ⇒ ⑤検証モデルに基づき、企画草案(WD、Working Draft)、委員会の案(CD, Committee Draft)が作成され、国別の投票を経て国際標準案(DIS, Draft International Standard)に制定された後、最終的に国際標準(IS、International Standard)に確定 ⇒ ⑥ MPEG 技術の使用契約(License)業務を代行している「MPEG LA」に登録

ハ. 被告の職務発明保証関連の規定

1)被告の知的財産センターが起案して 1989.9 に制定され、1994.7 統合改正された職務発明補償指針の主要内容は下記のとおりである。

- 下 記 -

第 15 条(補償)

職務発明に対する補償は、次の各項のとおりに支払う。その細部評価の方法及び補償金額支

払いの基準(別表1号)は、各々に対する実施基準に準ずる。

①出願補償金

②登録補償金

③実施補償金

④処分補償金: 被告が承継した職務発明の権利を第三者に有償で処分するか、実施を許容した場合、委員会の審議を経てその処分収益金の10%の範囲内で処分補償金を支払う。

⑤ないし⑨項を省略

第23条(職務発明 審議委員会)

被告は、職務発明など、知的財産権の管理に関する重要な事項を審議するため、職務発明審議委員会を置く。

第26条(委員会の議決事項)

委員会は、必要である場合、次の各号の事項を審議・議決し、その決定された事項は、代表取締役の承認を得ることを原則とする。

1. 会社の産業財産権管理に関する基本政策
2. 知的財産権の承継の可否と職務発明の補償及び褒賞に関する事項
3. 知的財産権の譲り受け・譲渡、実施権の許容及びその他の処分に関する事項
4. ないし6. を省略

* <別表1>職務発明の補償金支払い基準表によると、業績補償の中で処分補償は、収益金の10%前後で定めるよう規定されている。

2)一方、被告のCTO 戦略チームが2001.1頃、当時被告に在職していた取締役を支給するインセンティブの基準を設けるため作成した「全社特別プロジェクトインセンティブ知的財産部門の褒賞基準(案)」では、その支払いの基準として1人当たり3億ウォンを最大限

度額とし、ロイヤルティ収益金額の3%ないし10%を支払うようにしており、特に、収益金額が50億ウォン以上である場合、支給率を10%に定めており、同一の発明者が複数の発明を行った場合には、それぞれの知的財産ごとに支給基準に基づいてインセンティブを支払うよう規定している。

二.原告と被告間の合意

1)原告は、1999.11. 4 被告から 8, 14 番の発明の補償金として 2,000 万ウォンを支給された。

2)その後、原告は、2002.4. 15、被告に当時 MPEG-2 標準技術として採択されていた 7, 8, 10, 14 番の発明について適切な補償金の支払いを再度要請し、2002.7. 18 被告から 7, 10 番発明の補償金として 2 億ウォンを支給された。

【認定の根拠】 争いがない事実、甲第 1 ないし 3, 8, 9 号証、乙第 1, 8, 10, 40 ないし 42 号証(各枝番号を含める。以下同様)の記載、証人アン・○○、パク・○○、イ・○○の証言、原告本人の審問結果、弁論全体の趣旨

2. 当事者らの主張

イ. 原告の請求原因

被告は、原告が完成した本件特許発明により、巨額の実施料収益を得ている。本件特許発明における原告の寄与度は、最低でも 30%に達しており、共同発明者間での原告の寄与度は 100%だとみなすべきであるため、被告は、原告に対し、本件特許発明に対する 2000. 7 から 2007.12 までの職務発明補償金として 18,500,592,202 ウォン及びそれに対する遅延損害金を支払う義務がある。

ロ. 被告の主張

1)原告は、被告から既に 7, 8, 10, 14 番発明に関する職務発明補償金を受け取っており、

上記の発明に関する権利の全てを放棄した。

2)本件特許発明に関する職務発明補償金の請求権の消滅時効は、「使用者が特許を受けられる権利を承継した時」である上記発明の出願日から起算され、遅くとも原告が退職した1995.2. 21 頃からは起算されるとみなされるべきであるため、原告のこの事件の職務発明補償金の請求権は、その消滅時効期間が満了した。

3. 本法院の判断

イ.原告の職務発明補償金の請求権認定の可否

1)職務発明補償金の請求権の発生

発明振興法(2006.3. 3 法律第 7869 号により改正)の付則第 4 条では、「この法の施行時、従前の規定により行われた特許などを受けられる権利、又は特許権などの承継や専用実施権の設定による補償は、従前の「特許法」の規定による。」と規定されており、本件特許発明に関する権利は、2006.3. 3 以前に全て被告に承継され、被告名義に出願及び登録された事実は、上記のとおりである。したがって、被告が原告に職務発明補償金を支払う義務があるかどうか、及び、具体的に支給すべき補償金の金額については、下記の旧特許法(2006.3. 3 法律第 7869 号により改正される前のもの、以下「旧特許法」という)第 39, 40 条の規定が適用される。

- 下 記 -

第 39 条(職務発明)

①従業員・法人の取締役又は公務員(以下「従業員など」という)がその職務に関して発明したものが性質上、使用者・法人又は国や地方自治体(以下「使用者など」という)の業務範囲に属しており、その発明を行った行為が従業員などの現在又は過去の職務に属する発明(以下「職務発明」という)に対し、従業員などが特許を受けたか、特許を受けられる

権利を承継した者が特許を受けた際には、使用者などは、その特許権について通常実施権を有する。

第 40 条(職務発明についての補償)

①従業員などは、職務発明に対して特許を受けられる権利、又は職務発明に対する特許権を契約、又は勤務規定により使用者などに承継、又は専用実施権を設定した場合には、正当な補償を受ける権利を有する。

②第 1 項の規定による補償額の決定においては、その発明により使用者などが得る利益額とその発明の完成に使用者など及び従業員などが貢献した程度を考慮しなければならない。この場合、補償金の支給基準に関して必要な事項は、大統領令、又は条例で定める。

上記において認められた事実関係によると、原告は、被告の従業員として職務発明に該当する本件特許発明に関する権利を使用者である被告が承継するようにし、その名義で特許出願や設定登録を済ませたため、被告は、特別な事情がない限り、上記の旧特許法の規定に基づき、原告に正当な補償金を支払う義務がある。

これについて被告は、被告の職務発明補償指針では、職務発明審議委員会の議決がなければ原告に職務発明補償金の支払いは不可能であるため、その議決がない以上、この事件の職務発明補償金請求権がまだ発生していない旨主張している。

これを踏まえると、被告の職務発明補償指針において職務発明補償金の支払いのため審議委員会の議決の手続きを義務化したのは、被告が従業員に自発的に職務発明保証を行う場合において、その補償手続きを規定したものにすぎないと解釈することが相当である。けだし、上記の規定を、審議委員会の議決がなければ職務発明補償金が発生しないという旨で解釈すれば、この規定は、発明者である従業員を保護するための強行規定として職務発明に特許を受けられる権利を使用者が承継した時、直ちに従業員の補償請求権が発生すると規定した旧特許法第 40 条第 1 項に違反して無効であるとみなすべきである。

したがって、被告は、上記職務発明補償指針の規定を根拠に原告のこの事件の職務発明補償金の請求を拒否することはできない。

2)原告の補償金請求権の放棄の可否

被告は、原告が7, 10番発明に関する補償金として2億ウォンを受け取った2002.7. 18に被告との間で7, 8, 10, 14番発明に関する追加の補償請求権を放棄するという内容に合意がなされたと主張している。

しかし、被告が提出した上記のような内容が記載された合意書(乙第12, 43号証)には、原告の署名・捺印がなされておらず、原告が上記合意書に署名・捺印したが、現在はその原本を紛失したという証人イ・〇〇、アン・〇〇の証言だけでは、原告と被告間でこうした合意がなされたと認めるには説得力に欠けている。

たとえ、原告と被告の間でこうした合意がなされたとしても、当時、被告が運営していた職務発明補償指針によれば、処分補償の場合、収益金の10%に当たる金額を補償金の支払い基準として定めているが、2002年末頃、8, 14番発明に関する被告の収益金は約115億ウォンであったこと、7, 10番の発明に関する被告の収益金が約85億ウォンを上回っていたこと、被告が当時原告に上記の発明による被告の具体的な収益金を公開した事実がないことなどを踏まえると、上記の合意は、無効、又は取消しが可能な問題のある法律行為に該当する可能性があるため、この合意により、この事件において算定する相当な職務発明補償金のうち、原告が受け取った2億2,000万ウォンを超える部分又は、当時には発生していなかった実施料に関する補償金の請求権まで放棄するまでの効力が生じるとは見なし難い。

したがって、被告の上記主張は、退けることとする。

ロ. 被告の消滅時効の抗弁に対する判断

職務発明補償金の請求権は、一般債権と同様に10年間行使しなければ消滅時効が完成し、

その起算点は、一般的に、使用者が従業員から職務発明に関する権利を承継した時点であるとみなすべきであるが、会社の勤務規則などに職務発明補償金の支給時期を定めている場合には、その時期が到来するまで補償金請求権の行使に法律上の障害があるため、勤務規則などに定められた支給時期が消滅時効の起算点になる(大法院 2011.7. 28. 宣告 2009ダ 75178 判決を参照)。

この事件の場合、被告の職務発明補償指針に従業員に対する職務発明補償金を支給するための手続きとして職務発明審議委員会の議決を規定しているものの、原告に職務発明補償金を支給するため、被告が審議委員会の議決を行った事実を認定できる証拠がなく、本件特許発明のように MPEC 標準技術として採択され、海外の基盤特許として高額な実施料収益を上げた発明の場合には、従業員としては、その発明が海外の標準技術として採択される前までに自分に支払われるべき正当な補償金を算定することが事実上不可能であることなどを考慮すれば、原告のこの事件の職務発明補償金の請求権の消滅時効は、本件特許発明が MPEC 標準技術に採択され、被告に実質的な実施料の収入が発生した時から起算されるものとみなすのが相当である。

本件特許発明は、MPEC 標準技術に採択された後、MPEG-2 グループに属する 7, 8, 10, 14 番発明については 1997 年頃から実施料が発生したが、被告が 2002.7. 18 原告にその補償金のうち一部として 2 億ウォンを支払うことで、その時効が中断されたとみなすことが相当であり、この事件の訴は、そこから 10 年が経過する前である 2010.4. 26 に提起されたため、発明に関する原告の補償金の請求権は、消滅時効期間が満了していない。

また、この事件特許発明のうち、MPEG-4 Visual グループに属している発明は 2004 年から、AVC/H.264 グループに属している発明は 2007 年から被告に実施料の収入が発生したため、このグループに属している発明に関する原告の補償権請求権は、その消滅時効期間が満了していないことが明らかである。

したがって、被告の消滅時効抗弁は、理由がない。

ハ. 職務発明補償金の算定

1)職務発明補償金の算定基準

イ)職務発明補償金の具体的な金額は、原則的に①その職務発明により使用者が得られる利益の額(使用者の利益額)、②発明に対する使用者及び従業員の貢献度(発明者の補償率)、③共同発明者がいる場合、そのうち、発明者個人の寄与度(発明者の寄与率)などの要素を総合的に考慮して算定することが相当である。

ロ)従業員の職務発明について使用者は、原則として無償の通常実施権を取得するため(旧特許法第 39 条第 1 項)、「使用者がその職務発明により得られる利益」とは、通常実施権を越え、使用者が特許を受けられる権利、又は特許権を承継することによりその職務発明を独占して得る利益を意味する。

ハ)使用者の勤務規則などにより、職務発明に関する権利を使用者に承継した従業員は、その勤務規則などに使用者が支給すべき対価に関する条項がある場合にも、その対価額が旧特許法の規定に基づいて定められた正当な補償額に満たない場合には、その不足分に相当する対価の支給を求めることができる。したがって、被告の職務発明補償指針で定めている職務発明補償金の支給基準は、原告のこの事件の職務発明補償金を算定するための一つの基準として参考にできるだけであって、原告と被告が上記規定に拘束されているわけではない。

2)使用者の利益額

本件特許発明は、その発明が属している MPEG 標準グループにより AVC/H.264, MPEG-2, MPEG-4 Visual, VC1 に分類でき、1997 年から 2010 年までこの事件特許発明が MPEG 標準グループに属することになり、被告が得られた収益は、別紙の実施料収入額表の各年度別における金額と同様である(実施料の収入を得るための過程で要された全体の費用を差し引いた金額)。

3)発明者の寄与度

当事者間の争いのない事実、甲第 11 ないし 20 号証、乙第 1, 2, 14 ないし 26、39 号証の記載、証人アン・〇〇、パク・〇〇の証言及び弁論全体の趣旨によると、次の事実が認められる。

①原告は、1980 年〇〇大学電子工学科を卒業し、1982 年〇〇電子電機工学部修士課程において映像処理分野を専攻した。1982 年から 1986 年まで〇〇技術研究所で研究員として勤務しながらデジタル放送及び信号に関する研究を行い、1986 年から 1990 年まで米国ミシガン大学において「Time-frequency signal analysis and synthesis algorithms」という題目の論文で博士を取得した。

②原告は、被告のスカウトに応じて 1991.2. 1.被告に入社し、映像研究室及び信号処理グループの首席研究員として勤務しながら、「All-Digital HDTV 開発」課題を遂行した。当時、HDTV 分野における被告会社の内部の研究成果は僅かであり、原告が 1991.5. 頃、約 400 ページにおよぶ研究ノートを作成してから、本格的な研究が加速化した。原告のアイデアで創案された 1 番発明が 1991.12 頃特許出願され、1992.7 頃まで 2 番ないし 8 番の発明が比較的短期間内に特許出願された。

③原告は、被告から 1994.1. 5 技術論文発表会で最優秀賞を受賞され、1995.1. 4 発明の公労を認められ褒賞を得た。また、原告は、1998.11. 26 科学技術部長官から「マルチメディア国際標準に採択されたコア基盤技術の開発」などの研究成果をもって、科学技術の発展に貢献したこれまでの成果を認められ、「今月の科学技術者賞」を受賞した。

④一方、被告は、1987 年末頃から HDTV 基礎技術の研究に乗り出し、1989.9 頃、米国ニュージャージー州プリンストン地域に〇〇という研究分所を立ち上げ、近隣の会社からデジタル信号処理などの経験を持っている者をスカウトして雇い、被告の研究員を派遣して HDTV 開発の必須技術であるデジタル映像信号処理技術を習得させた。また、被告は、1991. 頃、延世大学に HDTV 映像情報の圧縮方式、地上放送方式の HDTV 信号処理の開

発、地上放送向け信号処理機及び関連半導体の開発などの研究課題を依頼し、報告書を提出させた。被告は、電子部品研究院や産業資源部などが 1990.6. から 4 年間、国の課題として推進した計 829 億ウォン規模の「HDTV 受像機の共同開発事業」に参加した。

⑤この事件特許発明は、いくつかの技術的な変数のうち、最適な変数を選択する適応的方式を使用した発明であり、その技術的な思想をブロックダイアグラムとアルゴリズムに記述することで完成されるものであるため、被告は、その発明に関する特許出願の前に、別途の実験やシミュレーションを行わなかった。被告の映像研究室及び信号処理研究所には、D-1 VTR と SD モニターなど、MPEG 標準技術の開発に関する設備は整っていなかった。

⑥原告は、発明の着想から具体的なアルゴリズムを展開する作業を行い、この事件の特許発明に関する技術的な思想を発明申告書に記載して被告に提出した後、被告の特許部署の担当職員及び弁理士に明細書の作成のための追加説明資料を渡した。一方、本件特許発明に関し、原告が作成して被告に提出した発明申告書によると、発明の動機と担当課題名は、原告が被告に在職当時に担当していた主な業務と関連している「All-Digital HDTV 開発」であり、適用製品は「HDTV、Digital VCR など」と記載されている。

⑦本件特許発明のうち、原告が実質的に完成した発明は、韓国に出願された 1 ないし 8, 11, 12 番発明であり、残りの発明は、この発明に基づいて海外に特許出願されたものである。

⑧本件特許発明のうち、MPEG 標準技術としては採択されなかったものの、多数の特許の根拠となった 4 番発明を含め、1 ないし 8, 11, 12 番発明に関する韓国特許、9, 10, 13, 37, 38, 56 番発明に関する米国特許、29, 30, 31, 54, 55 番発明に関する日本特許、32, 47, 51 番発明に関するドイツ特許、33, 48, 52 番発明に関する英国特許、34, 49, 53 番発明に関するフランス特許、35, 50 番発明に関する香港特許、40 ないし 44 番発明に関する中国特許、57 番発明に関するロシア特許など、38 件の特許は、全て原告が被告に在職していた当時に出

願された。原告が被告を退職した後に出願された計 19 件の特許出願のうち、17 件の米国特許と 2 件の香港特許は、4, 8, 12 番発明に基づいて分割出願又は、継続出願などの制度を活用して出願されたものである。

⑨被告は、本件特許発明の請求項の補正や、既に特許登録された場合は訂正審判を行う形で標準規格に合わせて修正を行い、分割出願及び、継続出願の手続きを通じて MPEG 標準として採択される請求項を増やす作業を行った。また、被告は、本件特許発明が MPEG 標準技術として採択できるようにするため、その発明のうち、MPEG 標準技術として採択される可能性がある発明を選別し、専門機関に特許に関する評価及び諮問を依頼し、MPEG 会議に提出する寄稿文章などを作成した。

先に認められた事実関係に加え、この事件の弁論過程で示された全体の事情を総合すると、この事件 1 ないし 8 番発明特許が 1992.12 頃から 1992.7 頃の間比較的短期間で出願されたことを踏まえると、原告が被告に入社する以前からその基盤技術に関する理論の研究や実務の経験が相当であるという原告の主張は説得力があり、原告が HDTV 受像機の開発以外に映像圧縮に関する基盤技術に関心を持ち、それに関する創意的な発想により、本件特許発明を主導したことがうかがえる。一方、デジタル HDTV の開発と映像圧縮技術は密接な関連があり、原告が被告に在職した期間を前後に被告の HDTV 開発推進努力がこの事件の発明に相当の直接・間接的な推進動機になっただけでなく、被告が会社をあげて原告の発明特許を国際標準化することで、本件特許発明の価値を高め、巨額の利益を創出できたこともうかがえる。

このような事情に加え、原告と被告の関係と各自の役割、被告の規模、被告がこの事件特許発明を通じて得た実施料の収益額など、この事件で示された全ての事情を総合すると、特許発明者の発明に対する補償率は 10%とみなすことが相当である。

4)原告の寄与度

原告は、原告以外の研究員が共同発明者として掲載されている発明の場合においても、

実質的に発明を創作した者は原告一人であり、残りの共同発明者は、形式的に共同発明者として名を載せたに過ぎないため、共同発明者間における原告の寄与度は、100%に及ぶと主張している。

まず、1, 3 番発明について原告と共同開発者として記載されているキム・ソンボンとキム・キボムは、本法院に陳述書(甲第 26,27 号証)を提出し、原告がこの発明を実質的に発明し、自分達は形式的に発明者として名前が記載されているだけであって、発明の完成に貢献していないと陳述しているため、1, 3 番発明における原告の貢献度は 100%とみなすことが相当である。

一方、補償金を支払われる権利を持つ発明者が数人である場合には、発明者個々人の貢献率により補償金を按分して支給すべきであるが、本件特許発明の根拠となった 1 ないし 8, 11, 12 番発明のうち、2 番発明はヤン・〇〇が、4 番発明はムン・〇〇が、12 番発明はチョ・〇〇がそれぞれ原告と共同発明者として登録されており、4 番発明に基づいて出願された 15 ないし 28 番発明はムン・〇〇が、12 番発明に基づいて出願された 13, 36 ないし 43, 45 ないし 53, 56 番発明はチョ・〇〇がそれぞれ原告と共同発明者として登録されているため、この発明に関しては下記のような事実を酌量して原告の正当な寄与度を算定すべきである。

甲第 8,9,25 ないし 28,43 号証、乙第 8 号証の記載、証人アン・〇〇、パク・〇〇、イ・ジョンウォンの証言及び弁論全体の旨によると、①原告が被告に在職する間、ムン・〇〇とチョ・〇〇も共に在職していたこと、②ムン・〇〇は、当時大田エキスポに展示する HDTV 展示品のハードウェアを担当し、チョ・〇〇は、当時、HDTV 関連のシミュレーション技術開発を担当していたこと、③原告がムン・〇〇とチョ・〇〇にその発明に関する重要なアイデアをブロックダイアグラムとアルゴリズムの形態で渡すと、ムン・〇〇とチョ・〇〇がそれを具体化して発明申告書を作成し、被告に提出したこと、④ムン・〇〇やチョ・〇〇も HDTV に関して単独で発明を行い、特許を出願したこと、⑤チョ・〇〇は、原告が

12 番発明に基づいて発表した論文の作成及びシミュレーション駆動などの役割を担当していたことが認められる。

先に認められた事実関係によると、ヤン・〇〇、ムン・〇〇及びチョ・〇〇が共同開発者として登載された 2、4,12,13,15 ないし 28,36 ないし 43,45 ないし 53,56 番発明に関する原告の寄与率は、80%とみなすことが相当である。

5)職務発明補償金の金額

被告が本件特許発明により、得られた実施料の収入額のうち、上記のとおり、ヤン・〇〇、ムン・〇〇及びチョ・〇〇が共同開発者として登載された発明に関する原告の寄与率を 80%と計算して収入金を算定すれば、被告が 200.7. から 2007 年までの間に得る実施料は、計 62,566,867,721 ウォン(=AVC/H.264 グループの 784,525,479 ウォン+MPEG-2 グループ 55,990,015,033 ウォン+MPEG-4 グループの 2,113,693,547 ウォン+VC-1 グループ 3,678,633,662 ウォン、ただし、MPEG-2 グループの場合、2000.7 から 2000.12.まで発生した実施料を特定できず、2000 年度の実施料を半分とした)であり、その具体的な計算内訳は、別紙「実施料収入額 (貢献度反映)」表の記載のとおりである。

被告は、原告に上記の 62,566,867,721 ウォンのうち、自分の貢献度として認められる 90%部分を除外した金額のみを支払う義務があるため、被告が原告に支払うべき本件特許発明に対する正当な職務発明の補償金は、6,256,686,772 ウォン(=62,566,867,721 ウォン×0.1)であり、この金額から原告が被告から既に支給された職務発明補償金 2 億 2,000 万ウォンを差し引くと、6,036,686,772 ウォン(=6,256,686,772 ウォン - 220,000,000 ウォン)となる。

4. 結論

被告は、原告に 6,036,686,772 ウォン及び、別紙の「認容金額及び遅延損害金の内訳」表に記載された「④年度別の按分金額」欄に記載された金額(ただし、上記のとおり、被告が 1999. 11.4. と 2002.7. 18 に原告に一部の補償金を支払っており、原告が 2002.4. 5 被告

に補償金の支給を要請したことから、被告が実施料の収入を得た場合、その支給義務の履行時期が到来したものとみなすことが合理的であるが、計算の便宜のため、本件特許発明の実施料収入額のうち、年度別の収入額が占める割合②にこの事件の認容金額を乗算する方法によりこの事件の認容金額を年度別に按分した金額である)に対し、「⑤起算日」欄の記載日付からこの事件の判決宣告日である 2012.11. 23 まで、民法で定めている年 5%、その次の日から支払いが終わる日まで、訴訟促進などに関する特例法で定められた年 20%の比率で計算した遅延損害金を支払う義務がある。

したがって、原告のこの事件の請求は、上記の認定範囲内において理由があるため、これを認容し、残りの請求については、理由がないため、棄却することとし、主文のとおり
に判決する。

裁判長	判事	キム・ヒョンソク
	判事	キム・ソンア
	判事	カン・ジンウ

認容金額及び遅延損害金の内訳

①発生 年度	②年度別の実施 料収入の割合	③認容金額	遅延損害金	
			④年度別の按分金額	⑤起算日
2000	0.02	6,036,686,772	120,733,735	2001.1.2.
2001	0.11		664,035,545	2002.1.2.
2002	0.09		543,301,809	2003.1.2.
2003	0.09		543,301,809	2004.1.2.
2004	0.11		664,035,545	2005.1.2.
2005	0.16		965,869,884	2006.1.2.
2006	0.17		1,026,236,751	2007.1.2.
2007	0.25		1,507,171,693	2008.1.2.

原告の請求金額

①番号	②請求金額(単位：ウォン)	③遅延損害金	
		④金額(単位：ウォン)	⑤起算日
1	18,500,592,202	388,666,192	2001.1.2.
2		2,035,390,022	2002.1.2.
3		1,746,9983,343	2003.1.2.
4		1,590,613,769	2004.1.2.
5		2,087,540,714	2005.1.2.
6		2,998,183,715	2006.1.2.
7		3,056,576,653	2007.1.2.
8		4,596,637,793	2008.1.2.